

四日市基署発0705第3号
令和5年7月6日

一般社団法人四日市労働基準協会 会長 殿

四日市労働基準監督署長

第10次粉じん障害防止総合対策に基づく措置の徹底について（要請）

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号。以下、「粉じん則」という。）が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法（昭和35年法律第30号）との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、全国で昭和55年に6,842人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、令和3年には136人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

また、当署管内においても、粉じん作業に係る作業環境測定結果が「管理区分Ⅲ」又は「管理区分Ⅱ」の事業場が複数存在するところです。

このような状況に鑑み、別添のとおり、引き続き、第10次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしましたので、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨をご理解いただき「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を徹底していただくとともに、傘下会員事業場に対する周知等につきましてもご協力を賜りますようお願い申し上げます。